

# 第9章 文書

## ○匝瑳市ほか二町環境衛生組合条例の左横書きに関する措置条例

平成18年9月1日  
条例第5号

(趣旨)

**第1条** この条例は、この条例の施行の際に効力を有する本組合の条例(以下「既存の条例」という。)を左横書きに改めること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(措置)

**第2条** 既存の条例は、すべて左横書きに改める。この場合において、左横書きに伴う字句の改正その他必要な措置については、次に定めるところによる。

- (1) 配字は、既存の条例と同様とする。
- (2) 漢数字は、固有名詞又は数量的意味の薄い語の中に含まれているものを除き、アラビア数字に改め、けたを3位ごとに「,」で区切るものとする。この場合において、数値を表す単位として必要なときは、「億」又は「万」を用いることができる。
- (3) 号の番号は、アラビア数字を「( )」で囲んだものに改める。
- (4) 表及び別表は、その形式が既に左横書きになっているものを除き、その右上端が左横書きの左上端になるように位置を改める。
- (5) 次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に改める。

左の	次の
左に	次に
上欄	左欄
下欄	右欄

- (6) 前各号の規定にかかわらず、当該各号の規定によるところが適当でないと認められるときは、管理者の定めるところによる。
- 2 既存の条例中の字句で整理を必要とするものについては、その内容に変更を及ぼさない範囲において、管理者が措置するものとする。

### 附 則

この条例は、平成18年9月1日から施行する。